

# 令和8年度 優良工事等事業者表彰 の候補事業者を募集します!

福井県が発注した工事および設計業務について、優秀な成績を収めた事業者を表彰し、建設技術の向上と事業者の育成を図ります。

1 表彰の種類 (1) 優秀賞 (2) 優良賞 (3) 特別賞

2 申出期間 令和8年4月20日(月)から5月14日(木)まで

3 最近の改正点など ・「担い手の確保・育成」部門の審査基準(要綱別表1)を改正しています。(R8~)  
・資料の簡素化のため、要綱様式の見直しや申出資料の削減をしました。(R7~)  
・JVの構成員も表彰対象となりました(要件あり。また単独工事が表彰対象となった場合は、単独工事のみ表彰対象)。(R7~)

## 4 表彰対象者

優秀賞および優良賞は、次の(1)から(3)までのすべてに該当する工事または設計を行った事業者(特定建設共同企業体または経常建設共同企業体(以下JVという)の構成員を含む)で、かつ、(4)から(8)までのすべてに該当する事業者を表彰対象者としてします。

(1) 福井県が発注し、令和7年4月1日~令和8年3月31日(以下「令和7年度」という)に完成または完了した工事等(債務負担、明許繰越等に係る工事等は完成年度に、継続工事は最終年度に、当該工事等の全体を対象とする。)で、1件の工事請負額が1,000万円以上または1件の設計業務の委託費が500万円以上で、工事等の成績総評点(以下「総評点」という。)が80点以上であること。

ただし、前年度受賞者の工事等の総評点については、受賞した工事等の総評点を超えていること。なお、工事における入札公告の「建設工事の種類」が受賞した工事と異なる場合はこの限りでない。

(2) 工事においては、主たる工事を元請者が施工した工事であり、かつ、下請け率が50%未満であること。

ただし、建築および建築設備工事を除く。

(3) 設計においては、主たる業務を受託者が設計した業務であること。

(4) 主たる営業所が、県内にある事業者であること。

(5) 工事を行った事業者においては、令和7年度における工事の総評点がいずれも70点以上の事業者であること。

(6) 設計を行った事業者においては、令和7年度における設計業務の総評点がいずれも70点以上、かつ、設計以外の業務の総評点がいずれも65点以上であること。

(7) 令和7年度から申請年度の福井県優良工事等事業者表彰式までの期間において、指名停止(除外)、口頭や文書による注意・警告および法令等に違反のない事業者であること。ただし、競争入札妨害等の不正な行為に伴う指名停止の場合は、指名停止が終了した翌年度以降3年を経過している事業者であること。

(8) 社会的信用のある事業者であること。

特別賞は、前項の(4)から(8)までのすべてに該当し、かつ、災害時の復旧支援活動など地域への貢献に著しい業績をあげ、県が特に必要と認めた事業者を表彰対象とします。

## 5 申出方法

事業者(JVの場合は代表者に限る)は、優良工事等申出書(要綱様式1-1(工事)、要綱様式1-2(設計業務))に次の資料を添えて、発注機関の長に申出してください。申出することができる件数は、1事業者当たり県内全域で1件のみとします。なお、JVの場合、代表者は単体の別工事での申出はできませんが、構成員は単体の別工事での申出をすることができます。

(1) 優良工事説明書(要綱様式2)、優良設計業務説明書(要綱様式3)

(優良工事審査基準または優良設計業務審査基準を参照して作成してください。)

(2) 工事の場合は、工事全景や周辺状況、申出理由等の取り組み内容を簡潔に説明するスライド(パワーポイントで作成、スライドサイズは4:3、説明に要する時間が2分間程度、枚数は最大10枚まで。ファイル容量は9MB以下、図表としてCADデータを直接貼り付けない。事業者を特定する情報が入っていないこと)。

(3) 設計業務の場合は、優良設計業務説明書の内容がわかるスライド(工事に準ずる)。

(4) 書類(申出書および関係資料)は全て電子データで申出してください。紙での提出や押印は不要です。

申出は発注者へ「メール」または「CD」による提出、もしくは「電子申請サービス」を利用してください。

申出の様式、「電子申請サービス」の入力は工事検査課のホームページにあります。

※最新の様式、作成要領をダウンロードの上、作成してください。

## 6 その他

(1) 特別賞は発注機関の推薦があったものから選考します。

**お問い合わせ先** 福井県会計局工事検査課または工事等の発注機関